

フランスにおける加工食品のテストマーケティング事業募集要項

1 目的

山形県では、県内事業者の海外販路開拓を支援するため、フランス市場向けに加工食品のテストマーケティングを実施します。テストマーケティングを通じて、現地ニーズを踏まえた商品開発・改良につなげることや今後の海外販路開拓を図ることを目的としています。

2 募集概要

(1) 事業内容

パリ市中心部のセレクトショップ2店舗において、県産工芸品・デザイン雑貨のテストマーケティングに合わせて、加工食品の販売を行い、販売状況や来店者へのアンケート調査の結果を参加者へフィードバックします。

- ・実施期間：11月中旬～12月中旬の間で1か月程度(予定)
- ・実施店舗：①「Maison Wa」(8 bis Rue Villedo, 75001 Paris, France)
②「Maison Wa Sainte-Anne」(12 Rue Sainte-Anne, 75001 Paris, France)
- ・参加対象：県内に製造拠点がある食品製造業
- ・参加条件：①EU(フランス)の禁止・規制品目になっていないもの、生鮮食品は不可
常温保存可能であること、賞味期限6カ月以上(国内倉庫到着時)のもの

【参考】

日本貿易振興機構(JETRO)「日本からの輸出に関する制度」

<https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/country.html>

農林水産省海外の食品規制チェックサイト「OMARS」

<https://export-regulations.maff.go.jp/D0131FoodAdditive>

②ジェトロの『Japan Street』への登録

- ・参加者数：5社程度
- ・商品点数：各社3商品程度
- ・実施方法：委託販売
- ・運送及び納品方法：空輸、国内引渡し(関西空港の指定倉庫に納品)
- ・参加者自己負担：国内指定倉庫までの輸送費(参加者手配)、国内指定倉庫からの海外輸送費、通関費、関税、付加価値税、試食用サンプル代等(委託事業者手配)
※海外輸送費等の経費は、一旦委託事業者が立て替えます。テストマーケティング終了後、売上から当該経費を差し引いた額が、参加者に対し請求または入金されます。海外輸送手続は、テストマーケティング委託事業者が行います。
また、売れた商品分の付加価値税は還付されます。残存商品の返送を希望する場合は、返送可能ですが、返送費用は参加者負担となります。
- ・その他：募集申込多数の場合は、委託事業者による選定が行われる場合があります。

(2) テストマーケティング委託事業者

- ・会社名：SAS ENIS (サス・エニス) 代表取締役社長 塩川 嘉章 氏
- ・所在地：12 Rue Sainte-Anne, 75001, Paris, France

- ・概要：フランス・パリ中心部において、小売店・ギャラリー・レンタルスペースの機能を持つ2店舗を運営。他自治体から同様のイベントの受託実績あり。

3 応募方法等

下記（１）～（３）の手順で申込してください。

（１）別紙『参加申込書』に必要事項を記載の上、メールにて提出

提出先メールアドレス:ykensanbo*pref.yamagata.jp（*を@に変えて送信願います。）

※件名に「フランスにおける加工食品のテストマーケティング事業 応募」と記載ください。

【提出期限】令和7年8月8日（金）17時

（２）ジェトロの『Japan Street』に事業者情報と本事業で取り扱いたい商品を登録

『Japan Street』に登録された商品情報をテストマーケティングの商品選定の際に活用する予定です。登録に際してお困りの場合はジェトロ山形にご連絡ください。初めて登録する方は、商品登録を開始できるようになるまで日数がかかりますので、余裕を持って登録をしてください。

【商品登録申請期限】令和7年8月15日（金）23時59分

＜初めて登録する方用のURL＞ https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html

→こちらのページから事業者情報を入力しお申込みいただくと、追って2～3営業日以内にジェトロ Japan Street 事務局より商品登録用サプライヤーマイページのURLをご案内します。同メールに記載のURLから商品情報を登録してください。

＜すでに登録済みの方用のURL＞ <https://prev-japanstreet.jetro.go.jp/account/login>

→今年度から登録事業者様がジェトロを利用する際のログインIDを使って自社ページを編集できるようになりました。

（３）商品サンプルの提出

委託事業者において、フランスへ輸出・輸送可能な商品か確認する必要があるため、商品サンプルを各1個、ご提供ください。なお、食品表示の内容が異なる場合は、すべての食品サンプルをご提出ください。

送付先：〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号（8階）

山形県産業労働部県産品・貿易振興課 宛て

【送付期限】令和7年8月20日（水）必着

4 スケジュール（予定）

8月8日（金）	参加申込期限
8月15日（金）	ジェトロ『Japan Street』への商品登録申請期限
8月20日（水）	商品サンプル提出期限
8月22日（金）～9月中旬	商品確認【委託事業者】
10月上旬	国内指定倉庫への商品納品【参加者】
11月中旬～12月中旬	テストマーケティング実施【委託事業者】
1月中下旬	販売状況報告【県、委託事業者、参加者】
2月	アンケート結果報告、精算【県、委託事業者、参加者】

5 注意事項

- ・テストマーケティングにおいて出品する商品は、EU（フランス）の輸入規制に適合した商品であること。適合しない場合は、いかなる理由があっても出品できません。
- ・空輸での輸送となるため、EU の輸入規制に適合していても、空輸の規定等により輸送できない場合には出品できない場合があります。
- ・商品の製造責任が取れること。
- ・日本国および現地の法令に違反しないこと。
- ・参加事業者名、商品名は記者発表等で公開する場合があります。また提供いただいた写真等の資料については、県の各種広報媒体に掲載することがあります。
- ・出品物等の知的財産に係るトラブルその他一切の紛争について、県及び委託事業者は責任を負いません。参加者は必要に応じて、自己の責任の下、事前に商標登録等の知的財産の保護等の対策を講じて下さい。
- ・自然災害や世界情勢等による諸事情及び、その他当事者の責めに帰すことのできない事由により、事業の一部又は全部が中止や延期となる場合があります。その場合、参加者負担の賠償等については一切対応致しませんので、予めご了承ください。
- ・県では、テストマーケティングにおける商品の破損、紛失等についての責任は負いません。輸送中のトラブルについても同様です。参加者と委託事業者間で解決いただきます。必要に応じ参加者にて保険に加入ください。
- ・Japan Street に登録された情報及び、テストマーケティングに関連して提供いただく情報は、県、委託事業者、ジェトロ山形、山形県国際経済振興機構間で共有させていただきます。
- ・応募要件を満たさない場合は応募いただいても事業に参加いただけない場合がありますので、予めご了承ください。
- ・販売結果（事業者の不利益にならないよう内容は事前に相談させていただきます）やテストマーケティングへ参加した感想等の公開に御協力いただく場合があります。
- ・店舗において試食を提供し、食味のアンケートを実施する予定ですが、調理が必要な商品等、その場で試食ができない商品については、味の感想等のアンケート結果が得られない場合がありますこと、予めご了承ください。
- ・今後県が実施するアンケート調査等に協力いただくようお願いします。

6 主催・協力

主催：山形県

協力：独立行政法人日本貿易振興機構山形貿易情報センター（ジェトロ山形）、
一般社団法人山形県国際経済振興機構

この事業は、一般財団法人自治体国際化協会の助成事業により実施されています。

（テストマーケティングに関する問合せ）

山形県産業労働部 県産品・貿易振興課 貿易振興係 鈴木、遠藤

住 所：〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電 話：023-630-2355

メール：ykensanbo*pref.yamagata.jp（送信する際は、*を@に変えてください）

(Japan Street に関する問合せ)

日本貿易振興機構山形貿易情報センター（ジェトロ山形） 柴田

住 所：〒990-0042 山形市七日町3-5-20 A I G山形ビル4階

電 話：023-622-8225

メール：YAT*jetro.go.jp（送信する際は、*を@に変えてください）

以上